

私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱

	平成 7 年 11 月 30 日	7 総学一第 7 3 6 号
改正	平成 10 年 9 月 21 日	10 総学一第 4 8 5 号
改正	平成 13 年 9 月 10 日	13 生文私振第 3 7 6 号
改正	平成 15 年 10 月 31 日	15 生文私振第 5 9 8 号
改正	平成 16 年 12 月 1 日	16 生文私振第 8 3 1 号
改正	平成 17 年 11 月 30 日	17 生文私振第 9 3 9 号
改正	平成 19 年 6 月 27 日	19 生文私振第 3 8 6 号
改正	平成 22 年 12 月 21 日	22 生私振第 6 0 8 号
改正	平成 23 年 8 月 22 日	23 生私振第 7 6 4 号
改正	平成 24 年 9 月 27 日	24 生私振第 8 5 2 号
改正	平成 25 年 8 月 15 日	25 生私振第 6 3 7 号
改正	平成 28 年 6 月 9 日	28 生私振第 4 5 2 号
改正	平成 30 年 7 月 26 日	30 生私振第 7 9 2 号
改正	令和 2 年 11 月 4 日	2 生私振第 1 0 7 5 号

第1 趣 旨

この要綱は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定に基づき、私立外国人学校（以下「外国人学校」という。）の教育条件の維持向上並びに在学する幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、東京都が交付する私立外国人学校教育運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の 5 月 1 日現在生徒等が在籍する東京都知事が認可した私立各種学校のうち、専ら外国人を対象とし我が国の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の課程に相当する課程を有する外国人学校で、別表で知事が指定する外国人学校を設置する者（以下「設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第3 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、外国人学校に係る経費のうち次に掲げるものとする。ただし、当該経費を対象として交付される東京都の他の補助金又は国、他の地方公共団体、母国政府その他これらに準ずる機関の補助金がある場合は、補助対象経費の額は、これら補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

- (1) 教職員人件費（教員人件費及び職員人件費をいう。）
- (2) 教育研究関係経費（消耗品費、光熱水費、印刷製本費、出版物費及び修繕費と生徒の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品及び図書に要する経費をいう。）

第4 運営費補助金の額の算定

- 1 運営費補助金の額は、(1)及び(2)の方法によりそれぞれ算定した学校割額及び生徒割額の合計額とする。
 - (1) 学校割額
学校割額の総額は、交付年度予算額のうちその2割の額とし、学校別交付額は、学校割額の総額を交付年度の5月1日現在の補助対象外国人学校数で除して得た額とする。
 - (2) 生徒割額
生徒割額の総額は、交付年度予算額から学校割額の総額を減じた額とし、学校別交付額は、補助単価に各学校の交付年度の5月1日現在東京都内に在住する日本国籍を有しない生徒等の数（以下「補助対象生徒数」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、補助単価は、生徒割額の総額を補助対象校の補助対象生徒数の総計で除した額を基本とする。ただし、(1)及び(2)の方法により算定した学校割額及び生徒割額の合計額を補助対象外国人学校の補助対象生徒数の総計で除した額が、予算で定めた単価を上回る場合は、当該予算で定めた単価を上限として生徒割額の補助単価を調整する。
- 2 1により算定した当該学校の補助金の額を当該学校の補助対象生徒数で除した額が、補助金の総額を補助対象校の補助対象生徒数の総計で除した額を著しく上回る場合は、当該学校の補助金の額を調整する。
- 3 1により算定した運営費補助金の額は、第3による補助対象経費の額の2分の1を限度とする。

第5 運営費補助金の減額等

- 1 設置者又は外国人学校が、次の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合は、知事は、その状況に応じ、学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）等の規定に違反したとき。
 - (2) 私立学校法第61条の規定に基づく収益事業の停止命令等に違反したとき。
 - (3) 私立学校法により認可された寄附行為に違反したとき。
 - (4) 東京都からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課の納付を特別な理由がなく1年以上怠っているとき。
 - (5) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
 - (6) 外国人学校を設置する法人（以下「法人」という。）の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
 - (7) 教職員の争議行為等により教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき。
 - (8) 役員と教職員との間若しくはこれらの者の相互間又は法人と近隣住民等との間において、訴訟継続中である場合又はその他の紛争がある場合で、法人の運営の適正な執行を期し難いとき。

(9) 会計処理が不適正である場合又は理事会の決議に違反する等業務執行が著しく適正を欠いているとき。

(10) 運営費補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。

(11) 運営費補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 設置者又は外国人学校が、1の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく運営費補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、知事は、運営費補助金を交付しないことができる。

3 1及び2の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準（平成13年3月1日付12総学一第991号）を準用するものとする。

第6 交付の申請

この運営費補助金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書(別記第1号様式)、交付申請書(別記第2号様式)及びその他必要とする書類を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定及び通知

第6の申請書の提出があった場合は、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。

第8 申請の撤回

運営費補助金の交付の決定に際しては、知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を当該設置者に対して通知するものとする。

第9 交付の条件

運営費補助金の交付の決定に当たっては、知事は、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 運営費補助金は、第3に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。

(2) 補助対象経費の支出（以下「補助事業」という。）は、第10に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

(3) 運営費補助金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 知事が職員をして、補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

(5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるもの

とする。

(6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがある。この場合において、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

(7) 補助事業者は、第6又は第11の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

(8) 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第22に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(9) 運営費補助金交付額が一千万円以上の設置者にあつては、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を交付年度の翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。

第10 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第11 実績報告

補助事業者は、運営費補助金に係る事業の実績報告書（別記第3号様式）を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第12 運営費補助金の額の確定

知事は、第11による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき運営費補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による審査又は調査により補助事業の成果が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第14 決定の取消

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第51(1)から(11)までのいずれかに該当する場合

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(3) 補助金を他の用途に使用した場合

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(6) 第6又は第11の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合

(7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(8) 第9(7)に規定する報告を受けた場合

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 前項の規定は、第12の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第15 運営費補助金の返還

- 1 知事が、第14により運営費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に運営費補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第12により運営費補助金の額の確定を行った場合において、確定額を超えて運営費補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

第16 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第14 1(1)から(7)までの規定により運営費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、運営費補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し運営費補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し運営費補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第18 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第19 財産の管理・処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、当該補助事業者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた年数を経過した財産は除く。

第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則及び東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成7年度の補助金から適用する。

附 則（10 総学一第 485 号）

この要綱は、平成 10 年度の補助金から適用する。

附 則（13 生文私振第 376 号）

この要綱は、平成 13 年度の補助金から適用する。

附 則（15 生文私振第 598 号）

この要綱は、平成 15 年 10 月 31 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則（16 生文私振第 831 号）

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行し、平成 16 年度の補助金から適用する。

附 則（17 生文私振第 939 号）

この要綱は、平成 17 年 11 月 30 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則（19 生文私振第 386 号）

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 21 日から施行し、平成 22 年度の補助金に適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第 1 幼初中級学校、東京朝鮮第 2 初級学校、東京朝鮮第 3 初級学校、東京朝鮮第 4 初中級学校、東京朝鮮第 5 初中級学校、東京朝鮮第 6 幼初級学校、東京朝鮮第 9 初級学校、西東京朝鮮第 1 初中級学校、西東京朝鮮第 2 幼初中級学校については、別途知事が定めるまで、平成 22 年度の指定対象から除く。

附 則（23 生私振第 764 号）

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 22 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第 1 幼初中級学校、東京朝鮮第 2 初級学校、東京朝鮮第 3 初級学校、東京朝鮮第 4 初中級学校、東京朝鮮第 5 初中級学校、東京朝鮮第 6 幼初級学校、東京朝鮮第 9 初級学校、西東京朝鮮第 1 初中級学校、西東京朝鮮第 2 幼初中級学校については、別途知事が定めるまでの間、指定対象から除く。

附 則（24 生私振第 852 号）

この要綱は、平成 24 年 9 月 27 日から施行し、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則（25 生私振第 637 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 15 日から施行し、平成 25 年度の補助金から適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第 1 幼初中級学校、東京朝鮮第 2 初級学校、東京朝鮮第 3 初級学校、東京朝鮮第 4 初中級学校、東京朝鮮第 5 初中級学校、東京朝鮮第 6 幼初級学校、東京朝鮮第 9 初級学校、西東京朝鮮第 1 初中級学校、西東京朝鮮第 2 幼初級学校については、別途知事が定めるまでの間、指定対象から除く。

附 則（28 生私振第 452 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 9 日から施行し、平成 28 年度の補助金から適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第 1 幼初中級学校、東京朝鮮第 2 初級学校、東京朝鮮第 3 初級学校、東京朝鮮第 4 初中級学校、東京朝鮮第 5 初中級学校、東京朝鮮第 6 幼初級学校、東京朝鮮第 9 初級学校、西東京朝鮮第 1 初中級学校、西東京朝鮮第 2 幼初中級学校については、別途知事が定めるまでの間、指定対象から除く。

附 則（30 生私振第 792 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第 1 幼初中級学校、東京朝鮮第 2 幼初級学校、東京朝鮮第 3 初級学校、東京朝鮮第 4 幼初中級学校、東京朝鮮第 5 初中級学

校、東京朝鮮第6 幼初級学校、東京朝鮮第9 初級学校、西東京朝鮮第1 幼初中級学校、西東京朝鮮第2 幼初中級学校については、別途知事が定めるまでの間、指定対象から除く。

附 則（2 生私振第1075 号）

- 1 この要綱は、令和2 年11 月4 日から施行し、令和2 年度の補助金から適用する。
- 2 別表に掲げる学校のうち、東京朝鮮中高級学校、東京朝鮮第1 幼初中級学校、東京朝鮮第2 幼初級学校、東京朝鮮第3 初級学校、東京朝鮮第4 幼初中級学校、東京朝鮮第5 初中級学校、東京朝鮮第6 幼初級学校、東京朝鮮第9 初級学校、西東京朝鮮第1 幼初中級学校、西東京朝鮮第2 幼初中級学校については、別途知事が定めるまでの間、指定対象から除く。

別表

学校名
東京朝鮮中高級学校
東京朝鮮第1 幼初中級学校
東京朝鮮第2 幼初級学校
東京朝鮮第3 初級学校
東京朝鮮第4 幼初中級学校
東京朝鮮第5 初中級学校
東京朝鮮第6 幼初級学校
東京朝鮮第9 初級学校
西東京朝鮮第1 幼初中級学校
西東京朝鮮第2 幼初中級学校
東京韓国学校初等部
東京韓国学校中、高等部
東京中華学校
聖心インターナショナルスクール
ブリティッシュ・スクール・イン東京
セント・メリーズ・インターナショナル・スクール
清泉インターナショナル学園
クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン
アメリカン・スクール・イン・ジャパン
アメリカンスクール・イン・ジャパン・アーリー・ラーニング・センター
西町インターナショナルスクール
ケイ・インターナショナルスクール東京
東京国際フランス学園
ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和
ニューインターナショナルスクールオブジャパン
インディア インターナショナル スクール イン ジャパン
東京インターナショナルスクール